

# 令和8年度グローバルマッチプロジェクト事業運営業務 企画提案仕様書

札幌市経済観光局産業振興部

1 業務名

グローバルマッチプロジェクト事業運営業務

2 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 事業目的及び概要

(1) 目的

国内の外国人留学生（以下、「留学生」という。）の約半数に当たる約17万2千人が関東圏の大学等に在席していることに加え、留学生の国内就職率が国内就職希望率と比較し約2割低い状況である。このため、関東圏、特に首都圏の留学生を中心として、就職イベント等により札幌市へ呼び込むことで、市内企業の人材確保を促進する。

(2) 概要

日本での就職を希望する留学生が参加する合同企業説明会等の就職イベントを通じて、市内企業と留学生とのマッチングを支援する。

4 事業費

7,000千円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）。

5 支援対象

(1) 留学生

首都圏の大学等に在学しており、卒業後に在留資格を技術・人文知識・国際業務や特定活動46号等に変更を希望または検討をしている令和8年度及び令和9年度卒業予定者。

(2) 参加企業

中小企業基本法第2条に定める中小企業の定義に該当する企業であって、札幌市内に本社を構え、以下の条件を満たす企業とする。

なお、参加企業が基準を満たしていることは、受託事業者が確認すること。

ア 留学生を北海道内で従事する正社員として雇用する予定がある企業。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に規定する風俗営業（同項第4号及び第5号に掲げる営業を除

- く）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。。
- ウ 法人市民税等の市税の滞納がないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条または第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
- オ 事業終了後、事業効果確認のアンケート調査への同意があること。

## 6 業務内容

### (1) 企業の選定

以下により参加企業候補を6社以上、選定すること。ただし、参加企業数が6社を超える場合でも委託費の追加は行わない。

なお、事前に札幌市と協議の上、参加企業を決定することとする。

ア 【5-(2)】の基準を満たす企業であること。

イ 参加企業の業種は、留学生の就職に結びつくような業種となるように選定すること。

ウ 留学生の採用及び定着支援に意欲的な企業であること。

### (2) 採用サポート担当による個別対応

参加企業が抱える留学生採用活動時の課題を解決するため、採用活動にノウハウを有する採用センターが電話やメール、訪問等によりサポートを実施する。

また、合同企業説明会等の開催前に参加企業の自社の特徴の洗い出しや留学生への効果的な訴求方法などを教示し、参加企業が求める外国人材を継続的に採用していくよう採用力を高める。

### (3) 合同企業説明会等の開催

市内企業と留学生とのマッチングを図るため、合同企業説明会等を開催すること。

受託事業者が、本事業とは別に留学生等を対象とした合同企業説明会等を開催している場合に、本事業の参加企業をブース出展させることをもって合同企業説明会等の開催とすることも可能とする。

#### ア 日時

開催予定日時は、留学生の就職活動サイクルや市内企業の採用ニーズを考慮のうえ、マッチングを十分に期待できる時期で設定すること。

イ 実施回数

1回を想定しているが、より事業効果を期待できる場合は、複数回実施することも可とする。

ウ 広報

合同企業説明会等に留学生を誘導するため、効果的な広報を実施すること。

エ 開催方法

対面形式、オンライン形式、ハイブリット形式（対面形式＋オンライン形式）のいずれかでの開催を想定しているが、参加人数やマッチング効果などを考慮し、参加企業が留学生を採用できる有効な手段で開催すること。

なお、対面で実施する場合は、首都圏在住の留学生が来場しやすい会場を確保するとともに、開催当日は合同企業説明会等が円滑に行われるよう、全体の運営を行うこと。また、会場は参加企業がブースを構えるのに十分な広さを確保すること。

(4) 留学生採用セミナーの開催

本事業に参加していない市内中小企業向けに、留学生採用に対する意識醸成を目的としたセミナーを実施すること。

ア 会場設営・運営業務

市内企業の採用担当者が来場しやすい会場を確保するとともに、開催当日はセミナーが円滑に行われるよう、全体の運営を行う。

イ 内容

留学生を取り巻く就職活動や採用に関する全国的な状況を説明のうえ、参加企業が留学生採用を本格的に意識できる内容とすること。

ウ 実施回数

1時間以上×1回以上

エ 開催方法

原則、対面形式とするが、オンライン形式での開催が特に有効的であると札幌市・受託事業者双方が判断した場合は、オンライン形式での開催も可能とする。

オ その他

特段の事情により、履行期間内に実施が難しい場合、若しくは他の効果的な手段がある場合には、代替案を提案すること。

(5) 参加企業の費用負担

受託事業者は参加企業1社あたり20万円（税別）を受け取ることとし、受領後、速やかに領収書等の写しを札幌市に提出すること。

また、本負担費用は、上記【6-(2)及び(3)】に係る料金とし、参加企業が自らの意思で、受託事業者が提供する付帯サービスの購入を希望する場合は、本事業参加費を超える料金を参加企業から徴収することを妨げない。この場合、付帯サービスの内容と追加料金を予め参加企業に提示し、承諾を得るとともに、札幌市へ報告を行うものとする。

なお、費用の支払いを受ける場合、その収納は受託事業者の責任において行うものとし、札幌市は収納の仲介を行わない。

#### (6) 業務計画書作成

受託者は、契約締結後速やかに委託者に対し企画提案書に基づく業務計画書を提出すること。また、提出した業務計画書の記載内容について確実に履行すること。

#### (7) 事業の進捗状況等報告

##### ア 定時報告

事業参加を希望する各企業からの応募状況及び支援状況等について、以下のとおり翌月15日までに札幌市に報告すること。

なお、令和9年3月分については、同年3月31日までに報告すること。

各報告に使用する様式については、札幌市と協議の上、別途設定する。

##### (ア) 企業の選定

【6-(1)】のとおり、応募企業の企業名、所在地、業種、規模、採用希望人數、外国人採用実績の有無等の情報に加え、受託者による選定案を示すこと。

##### (イ) 参加企業への採用支援内容

参加企業に実施した採用支援の概要等

##### イ 実施報告書の作成

業務完了後、参加企業の業種・職種、本事業を知った認知経路、内定・就職決定者数の実績、各企業への支援内容とその効果、参加企業へのアンケート調査、合同企業説明会等やセミナーの実施報告などが盛り込まれた実施報告書を作成し、令和9年3月31日までに書面及び電子データで札幌市に提出すること。詳細については、事前に札幌市と調整すること。

#### (8) 他事業との連携

本事業の実施にあたっては、企業募集及び留学生募集等において札幌U I ターン就職センターと連携するほか、札幌市主催事業の周知等に協力すること。内容については、隨時、札幌市・受託事業者の双方協議のうえ決定する。

## 7 業務の目標

(1) 合同企業説明会等での企業と留学生の接触数（ブース訪問人数等）

1社あたり50名

(2) 採用充足数（就職決定者／採用予定者数）

60%以上

ただし、事業全体として就職決定者数10名以上とする。

## 8 企画提案事項

(1) 企画提案の要点

企画提案における要点と上記「7 業務の目標」を達成するための取組

(2) 企業の選定

参加企業を募集するための広報、参加予定企業の規模や業種、留学生の就職に結びつくような企業へのアプローチ等

(3) 合同企業説明会等

合同企業説明会等の具体的な内容、特徴及び実績等

(4) 参加企業への採用支援

採用支援の具体的な内容等

(5) 広報

留学生向けの広報手段

(6) 留学生採用セミナー

セミナーの具体的な内容等

(7) 全体のスケジュール

1年間の流れが分かるように明示すること。

(8) 業務全体に関わる運営体制

業務の責任者、運営スタッフ、専従の社員の人数及び他業務と兼務する社員の人数など

(9) 独自提案事項

本業務を実施するうえでの、独自の取組を提案すること。

(10) 企画提案の概要

「企画提案様式5」の様式に基づき、提案の概要を提出すること。

なお、本様式については、電子データ（エクセルファイル）でも併せて提出することとする。

(II) 実施に係る経費

積算書の提出により、本業務の実施に係る経費を提案すること。

9 その他

- (1) 本業務の事務に係る経費等は全て受託事業者の負担とする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託事業者双方協議の上決定する。
- (3) 個人情報の保護に関しては、「個人情報保護法」及び「個人情報取扱安全管理基準」の規定を遵守すること。
- (4) 受託事業者は本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (5) 受託事業者は、札幌市に対し、本契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (6) 受託事業者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (7) 本業務は札幌市議会において令和8年度予算案が可決された場合に執行することとし、否決された場合には本業務は実施されないものとする。

10 本件に係る問い合わせ先

札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課  
担当：櫻庭、高久（電話011-211-2278）